原村保育所　一時保育事業について

原村教育委員会

１．　一時保育事業の概要

一時保育は保護者の断続的勤務・短時間勤務・疾病・育児疲れ等により、週３日程度まで、家庭での育児が困難な場合に、保育所でお子さんの保育を実施する事業です。村では**原村保育園、八ヶ岳風の子保育園**で一時保育を実施しています。

次に該当した場合に保育を実施します。

種類･理由	対象児童	保育期間	保育時間
①保護者が断続的な勤務、職業訓練・就学等により、育児が困難となる児童	左の項目に該当する、原村に住民票のある健康状態の良い就学前の児童 （原村保育所：生後 10 か月以上～） （八ヶ岳風の子保育園：生後 56 日～2 歳児まで）	週３日程度まで 1ヶ月 12 日以内	平日の保育時間内 （原村保育所：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで） （八ヶ岳風の子保育園：午前 9 時から午後 4 時まで） 受入単位は 4 時間以内と 8 時間以内の 2 種類です ＊土曜日は一時保育はありません ＊日曜･祝日･年末･年始等は休園です
②保護者が疾病・災害・事故・看護・介護・冠婚葬祭等により緊急・一時的に育児が困難となる児童		必要な期間	
③保護者の育児疲れに伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、育児が困難となる児童		週３日程度まで 1ヶ月 12 日以内	

注１）村内に居住しない就学前の児童で保護者が里帰り出産等で一時的な保育が必要な場合も利用することができます。

２．申し込みの手続き

- 原村子ども課にある「一時保育申込書」に必要書類を添えて、初回利用希望日の１０日前までに子ども課へお申込みください。
- 疾病・事故・冠婚葬祭等で緊急な場合はご連絡ください。
- 継続利用の方が利用をやめる場合は利用停止届を保育所または子ども課へ提出してください。
- 利用の申込みは年度ごと必要です。継続して利用される方も３月に新年度の申込みをしてださい。

３．使用料について

年齢区分	日　額		納入方法
	4 時間以内	8 時間以内	
3 歳未満児	１，３００円	２，６００円	１ヶ月まとめて、利用翌月に納入通知書により払込。納期は毎月２５日です。
3 歳以上児	８００円	１，６００円	

＊児童が 2 人以上いる世帯の児童が一時保育を利用する場合の使用料は、2 人目は半額、3 人目以降は無料です。

＊「母子世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」等の児童が一時保育を利用する場合は無料です。

＊その他住民税非課税世帯は日額 2,400 円,住民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯は日額 2,100 円の減額があります。

時間外保育の使用料

７時３０分から８時		１日	３０円
１６時から	１７時	１日	８０円
１６時から	１８時	１日	１３０円
１６時から	１９時	１日	１５０円

４．その他

・当日の児童の健康状態（体調不良及び　感染症疾患にかかっている等）により保育をお断りする場合があります。

・運動会・参観日・入園式・卒園式から３月 31 日まで、行事等で受け入れができない場合がありますので、ご了承ください。

・予定変更、使用しない場合は７日前までに保育園へ連絡をください。

・利用者希望者が同じ日に集中してしまった場合には、保育をお受けできない場合があります。

《利用決定について》お電話でご連絡いたします。その後保育所と面談日程を調整いただき、面談、慣らし保育の後、利用となります。

５．持ち物(風の子保育園ご利用の場合、園にお問合せください)

・着替え、着替え袋、汚れ物入れ用ビニール袋
・エプロン、おしぼり、給食袋　（３歳以上児　ご飯、箸）
・歯ブラシ、コップ、コップ袋、手拭用タオル（紐付き）
・昼寝布団（夏はタオルケット）
・カバン、帽子、ハンカチ、テッシュ、上履き

※詳細は決定後の保育所での面談の折、別紙にて説明いたします。

６．給食について(風の子保育園ご利用の場合、園にお問合せください)

保育時間によって、給食が必要な場合は下記の用意をお願いします。

＜３歳以上児＞
・お弁当箱にご飯・箸・お弁当袋
＜３歳未満児＞
・保育所で用意します。

※持ち物にはすべて、記名をお願いします。

問合せ先

原村子ども課　子育て支援係	℡ 0266－78－4430
原村保育園	℡ 0266－79－3559
八ヶ岳風の子保育園	℡ 0266－75－1806